

令和6年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

様

松山市監査委員	大	宿	有	三
同	森	岡	研	二
同	白	石	勇	二
同	山	本	智	紀

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 障害者共同作業所運営事業補助金	2
2 松山市民生児童委員協議会運営補助金	2
3 松山市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 (松山市生活交通バス路線運行費補助金)	3
4 まつやま農林水産物ブランド活性化対策事業補助金	3
5 『坂の上の雲』ふるさとウォーク開催負担金	4
6 第26回俳句甲子園 全国高等学校俳句選手権大会負担金	4
出資団体監査結果報告	5
1 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団	6
公の施設の指定管理者監査結果報告	7
1 北条スポーツセンター・北条体育館	8
2 風早の郷 風和里	9
3 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯	10

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

令和5年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 障害者共同作業所運営事業補助金	NPO法人 松山福祉作業所
2 松山市民生児童委員協議会運営補助金	松山市民生児童委員協議会
3 松山市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 (松山市生活交通バス路線運行費補助金)	伊予鉄バス株式会社
4 まつやま農林水産物ブランド活性化対策事業補助金	まつやま農林水産物ブランド化推進協議会
5 『坂の上の雲』ふるさとウォーク開催負担金	南海放送株式会社
6 第26回俳句甲子園 全国高等学校俳句選手権大会負担金	NPO法人 俳句甲子園実行委員会

第2 監査の実施期間

令和6年9月2日から令和6年11月11日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・補助金等の支出手続等が適正に行われているか。
 - ・補助対象事業に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・対象事業が目的に沿って適正に行われているか。
 - ・補助金等に係る会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。
また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

第5 監査の結果

第1から第4まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった補助金等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われ、適正と認められた。

1 障害者共同作業所運営事業補助金

- (1) 交付先 NPO 法人 松山福祉作業所 理事長 小掠 英雄
- (2) 補助金額 6,000,000 円
- (3) 支出年月日 令和 5 年 6 月 30 日
令和 5 年 9 月 29 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市障害者共同作業所運営事業補助金交付要綱
- (5) 補助目的
企業等に雇用されることが困難な障がい者に必要な訓練作業を提供する共同作業所に対し、運営補助を行うことにより、良好な福祉環境を整備することを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市民生児童委員協議会運営補助金

- (1) 交付先 松山市民生児童委員協議会 会長 戒田 民子
- (2) 補助金額 8,445,808 円
- (3) 支出年月日 令和 5 年 7 月 21 日
令和 6 年 4 月 25 日 (戻入)
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
市内 40 地区の民生児童委員協議会の運営費を助成し、民生児童委員の指導・研修を行うとともに、資質の向上を図ることを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 松山市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 (松山市生活交通バス路線運行費補助金)

- (1) 交 付 先 伊予鉄バス株式会社 代表取締役社長 清水 一郎
- (2) 補 助 金 額 79,347,000 円
- (3) 支出年月日 令和 5 年 10 月 10 日
令和 6 年 3 月 29 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
令和 5 年度愛媛県生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金（路線バス運行費補助金）交付要綱
令和 5 年度松山市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金（松山市生活交通バス路線運行費補助金）交付要綱
- (5) 補 助 目 的
乗合バス事業者による生活交通路線の運行等に要する経費に対して、補助金を交付することにより、市民の生活交通の維持確保及びその利用促進を目的とする。
- (6) 監 査 結 果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

4 まつやま農林水産物ブランド活性化対策事業補助金

- (1) 交 付 先 まつやま農林水産物ブランド化推進協議会 会長 天野 通子
- (2) 補 助 金 額 15,488,639 円
- (3) 支出年月日 令和 5 年 4 月 28 日
令和 6 年 4 月 19 日（戻入）
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
まつやま農林水産物ブランド化推進協議会補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
全国発信できる松山らしさを持った農林水産物及び加工品を選定し、PR 活動や販路開拓を行い、ブランド化や販売力を強化することにより、農林水産物の活性化を図るとともに、本市への誘客に努める「地産知招」を推進することを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

5 『坂の上の雲』ふるさとウォーク開催負担金

(1) 支出先 南海放送株式会社 代表取締役社長 大西 康司

(2) 負担金額 5,200,000 円

(3) 支出年月日 令和 6 年 3 月 29 日

(4) 事業目的

小説『坂の上の雲』ゆかりの地をはじめとする地域資源を巡りながら、松山の魅力を再発見し、地域の宝を磨いていくことで「屋根のない博物館」の実現を目指すことを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

6 第 26 回俳句甲子園 全国高等学校俳句選手権大会負担金

(1) 支出先 NPO法人 俳句甲子園実行委員会 会長 日野 裕士

(2) 負担金額 21,000,000 円

(3) 支出年月日 令和 5 年 5 月 19 日

(4) 事業目的

全国各地から俳句という文学を介して高校生たちが松山に集い、日本語を操る能力の向上、将来的な日本俳句文学の興隆のみならず、高校生相互の文化的交流、更には大会に関わる異世代との社会的交流を深め、豊かな人間性を育むことを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の令和5年度事業について実施した。

団 体 名
1 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

第2 監査の実施期間

令和6年9月2日から令和6年11月11日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・ 出資団体に対する支出手続等が適正に行われているか。
 - ・ 出資団体に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - ・ 出資団体としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

第5 監査の結果

第1から第4まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった出資団体の出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われ、適正と認められた。

1 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

(1) 基本金 3,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
3,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかで住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう支援することを目的とする。

(4) 事業実施状況

1) 社会福祉事業

- ①身体障害者福祉センター関係
- ②軽費老人ホーム関係
- ③児童館関係
- ④久杖障害者生活介護事業所関係
- ⑤若草就労継続支援事業所
- ⑥畑寺就労継続支援事業所
- ⑦ひまわり園関係
- ⑧親子通園・くれよん
- ⑨畑寺児童発達支援事業所
- ⑩児童発達支援事業所「ひだまりクラブ」

2) 公益事業

- ①ハーモニープラザ管理運営事業
- ②畑寺福祉センター管理運営事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第 1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の令和 5 年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	北条スポーツセンター 北条体育館
風早の郷ふわり協同組合	風早の郷 風和里
道後温泉コンソーシアム	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉 椿の湯

第 2 監査の実施期間

令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 11 月 11 日まで

第 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・ 指定管理者の指定・協定の締結、支払等が適正に行われているか。
 - ・ 指定管理業務に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・ 協定等に基づく義務の履行が適正に行われているか。
 - ・ 指定管理者としての会計経理が適正に行われているか。

第 4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。

また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している大宿有三監査委員は除斥した。

第 5 監査の結果

第 1 から第 4 まで記載のとおり監査した限り、監査の対象となった指定管理者の出納その他の事務の執行が指定管理の目的に沿って行われ、次に記載する指摘事項を除き、適正と認められた。

1 北条スポーツセンター・北条体育館

- (1) 指定管理者 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長 本田 元広
- (2) 基本協定年月日 平成 31 年 3 月 28 日 (指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 97,586,099 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|------------------|----------------------|
| 令和 5 年 4 月 10 日 | 39,212,000 円 (第 1 期) |
| 令和 5 年 7 月 10 日 | 24,621,000 円 (第 2 期) |
| 令和 5 年 10 月 10 日 | 25,759,000 円 (第 3 期) |
| 令和 6 年 1 月 10 日 | 14,433,000 円 (第 4 期) |
| 令和 6 年 5 月 29 日 | △6,438,901 円 (戻入) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名称	北条スポーツセンター	
所在地	松山市大浦 86 番地 1	
体育館	3,245.62 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建
陸上競技場	16,017 m ²	クレー舗装、天然芝グラウンド
球技場	10,259 m ²	JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認
フットサル場	1,269 m ²	65mm ロングパイル人工芝
レストハウス	372 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建
野球場 A	12,503 m ²	真砂土グラウンド
野球場 B	12,998 m ²	真砂土グラウンド

名称	北条体育館	
所在地	松山市北条辻 1170 番地 6	
体育館	904.96 m ²	鉄骨造ストレート葺 2 階建
武道場	90 m ²	鉄骨造

2) 管理業務

- ①施設及び附属設備の使用許可に関する業務
- ②施設、附属設備及び共用部分の維持管理及び運営に関する業務
- ③その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表 2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致が見受けられた。

貸付備品については、「別表 2」として基本協定書に記載することとされており、市の財産を貸し付けるという重要な事項であることから、担当課においては、数量が不一致となっている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を図られたい。

②事業報告書等の提出について

基本協定書第 28 条に規定されている四半期別報告書について、毎四半期終了後 15 日以内を期日として提出することとされているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。

事業報告書等は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、四半期別報告書が遅れている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。

2 風早の郷 風和里

- (1) 指定管理者 風早の郷ふわり協同組合 理事長 亀井 政次
- (2) 基本協定年月日 平成 31 年 3 月 5 日 (指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 3,457,000 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|------------------|-------------------|
| 令和 5 年 4 月 21 日 | 864,000 円 (第 1 期) |
| 令和 5 年 7 月 21 日 | 864,000 円 (第 2 期) |
| 令和 5 年 10 月 20 日 | 864,000 円 (第 3 期) |
| 令和 6 年 1 月 19 日 | 865,000 円 (第 4 期) |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- | | |
|-------|--|
| 名 称 | 風早の郷 風和里 (ふわり) |
| 所 在 地 | 松山市大浦 119 番地 |
| 営業内容 | 農産物・海産物・加工品・特産品販売、ファストフード、レストラン |
| 休憩施設 | 駐車場 (大型車 10 台、普通車 180 台 (うち、身障者用 2 台))
駐輪場 (サイクリング用 15 台、普通自転車 15 台)
ママロ (ベビーケアルーム)、お遍路休憩所
トイレ (24 時間利用可) |
- 2) 管理業務
- ①道の駅の施設利用の受付及び利用料金の徴収に関する業務
 - ②道の駅施設の運営に関する業務
 - ③道の駅施設等の維持管理に関する業務
- (6) 監査結果
- 公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯

- (1) 指定管理者 道後温泉コンソーシアム 理事長 新山 富左衛門
- (2) 基本協定年月日 令和3年4月1日 (指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日)
年度協定年月日 令和5年4月1日
- (3) 指定管理料 303,981,249 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|--------------|-----------------------|
| 令和5年 4月 21日 | 75,850,000 円 (第1期) |
| 令和5年 7月 21日 | 75,850,000 円 (第2期) |
| 令和5年 10月 20日 | 75,850,000 円 (第3期) |
| 令和6年 1月 19日 | 75,850,000 円 (第4期) |
| 令和6年 5月 21日 | 581,249 円 (協定に基づく精算分) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名称	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉
開設	平成29年9月26日
所在地	松山市道後湯之町19番22号
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階地上2階建
延床面積	1,604.34m ²

名称	椿の湯
開設	昭和59年12月15日
所在地	松山市道後湯之町19番22号
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
延床面積	1,553.44m ²

2) 管理業務

- ① 開館・閉館に関する業務
- ② 受付・接客に関する業務
- ③ 施設・設備の管理に関する業務
- ④ 中庭、会議室等の目的外使用許可に関する業務
- ⑤ 案内・集客・宣伝業務
- ⑥ インターネット等を活用したPR・宣伝・情報発信に関する業務
- ⑦ パンフレット等の管理に関する業務
- ⑧ 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る浴場使用料、月受使用料、器具使用料及び物品売払代金の松山市への納入業務
- ⑨ 庶務及び会計事務等に係る業務
- ⑩ 企画運営・イベント実施業務
- ⑪ 備品・消耗品等に関する業務
- ⑫ 入浴用品等、物品の販売に関する業務
- ⑬ 湯量等使用状況及び業務実施状況の報告に関する業務
- ⑭ 緊急事態発生時の処理・対応業務
- ⑮ 職員研修に関する業務
- ⑯ 文書保存・監査等への対応業務
- ⑰ その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表 2」）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や、施設で使用している備品が基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない状況が見受けられた。また、館内展示品の一部が備品台帳に登録がなく、それにより基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない状況も見受けられた。

貸付備品は、別表として基本協定書に記載することとされており、市と指定管理者間で備品の共通認識を図るためにも、担当課においては、数量の不一致や基本協定書への記載漏れ、備品台帳への登録漏れが生じた理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。